

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		障害児福祉手当及び特別障害者手当支給の認定		
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。) 第 19 条、第 26 条の 5		
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	・ 法第 17 条、第 26 条の 2 ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号。以下「政令」という。)第 1 条、第 6 条 ・ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和 50 年厚生省令第 34 号。以下「省令」という。)第 1 条、第 14 条 ・ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和 60 年社更第 162 号。以下「基準」という。)		
	基準	次の条件への該当を審査するもの。 (1) 障害の程度(基準に定めるところによる。) (2) 住所の有無(法第 17 条又は第 26 の 2 に定めるところによる。) (2) 年齢が 20 歳未満(障害児福祉手当の場合)又は 20 歳以上(特別障害者手当の場合)であること。 (3) 障害を支給事由とする給付(政令第 6 条に定めるところによる。)の受給の有無(障害児福祉手当の場合) (4) 肢体不自由児施設その他これに類する施設(省令第 1 条に定めるところによる。)への収容の有無(障害児福祉手当の場合) (5) 障害者支援施設若しくは障害者支援施設に類する施設(省令第 14 条に定めるところによる。)への入所の有無又は病院若しくは診療所への継続した 3 か月を超える入院の有無(特別障害者手当の場合)		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 14 日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 14 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年
備 考				